

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例

(平成25. 3. 28変更)

(平成21. 11. 9制定)

(目 的)

第1条 この特例は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「地域経済活性化支援機構」という。）が再生支援決定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程の特例を規定する。

(平成25. 3. 28変更)

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)

第2条 被支援会社の発行する株券が、再生支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該会社がその発行する株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。

5 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1号、第2号及び第5号に適合していること。

(2) 利益の額又は時価総額

次のa又はbのいずれかに適合すること。

a 最近1年間における利益の額が4億円以上であること。

b 上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(3) 時価総額

上場日における時価総額が250億円以上となる見込みのあること。

(平成24. 4. 1、25. 3. 28変更)

2 被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日がある場合は、その直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。）における利益の額が4億円以上であること。

（平成24.4.1、25.3.28変更）

（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）

第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限り。））にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき（当取引所が定める場合を除く。））。

（平成24.4.1、25.3.28、26.3.31、令和2.11.1変更）

（株券上場廃止基準の特例）

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限り。））にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

（平成24.4.1、25.3.28、26.3.31、令和2.11.1変更）

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限り。））にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

（平成24.4.1、25.3.28、26.3.31、令和2.11.1変更）

付 則

この特例は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年3月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

(変更)

[平成24.4.1、25.3.28、26.3.31、令和2.11.1]